

建設工事等の入札・契約業務に関する不当な情報提供要求についての対応要領

(目 的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務委託の入札・契約業務に関し、職員が市の内外から受ける不当な情報提供要求への対応について必要な事項を定め、情報の共有化により組織としての適切な対応を徹底するとともに、入札・契約業務の公正性及び透明性のより一層の向上を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要領において「不当な情報提供要求」とは、次に掲げる情報のうち非公表又は未公表の情報を職員から聞き出そうとする行為をいう。

- (1) 設計金額
- (2) 予定価格（事前公表に係るものを除く）
- (3) 最低制限価格（算出に関わる基礎的数値を含む）
- (4) 低入札価格調査制度における調査基準価格
- (5) 入札参加者及び入札参加者数
- (6) その他入札・契約に関する秘密に属する事項

2 入札公告等の定めに基づき、設計数量・製品の種類・現場条件等の疑義、公表された積算基準等の問合せを行うことは、この要領において「不当な情報提供要求」に該当しないものとする。

(対応、記録及び報告等)

第3条 職員は、不当な情報提供要求及びその疑いのある要求に対しては、回答してはならない。

- 2 職員は、不当な情報提供要求に対しては、可能な限り複数の職員で対応するものとする。
- 3 職員は、不当な情報提供要求を受けたときは、当該情報提供要求の相手方の氏名、連絡先等の確認を行い、「不当な情報提供要求記録簿」（別様式。以下「記録簿」という。）を作成するものとする。
- 4 職員は、前項の規定により記録簿を作成したときは、速やかにその職員が所属する課（室、所等）の長（以下「所属長」という。）に報告しなければならない。
- 5 所属長は、前項の規定による報告を受けたときは、契約検査課長に報告しなければならない。
- 6 契約検査課長は、前項の規定による報告を受けたときは、直近の入札契約資格等審査委員会に報告しなければならない。

(記録簿の保管等)

第4条 契約検査課長は、記録簿を適正に保管し、及び保存しなければならない。

(指名停止等)

第5条 市長は、大仙市入札契約資格等審査実施要綱（平成21年4月1日施行）第6条の規定により入札参加有資格者名簿に登載された者が、不当な情報提供要求を行ったと認められた場合は、大仙市建設工事入札参加者指名停止基準（平成17年3月22日施行）第2条別表第2第13号の規定に基づき指名停止を行い、その内容を公表するものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

不当な情報提供要求記録簿

記録者	所属		職名	
	氏名			
対応日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃 ~ 午前・午後 時 分頃			
対応方法	<input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 手紙・はがき <input type="checkbox"/> その他 () 場所 ()			
相手方	住所			
	団体名等			
	氏名			
	電話番号			
工事(委託)名				
不当な情報提供要求の内容				
対応				
処理状況				

所属長意見	<input type="checkbox"/> 不当な情報提供要求に該当 <input type="checkbox"/> 不当な情報提供要求に該当しない
	所属長職氏名 印